

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月21日

【会社名】 株式会社西武ホールディングス

【英訳名】 SEIBU HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 高志

【本店の所在の場所】 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号  
(注) 本社業務は下記本社事務所において行っております。  
埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1(本社事務所)

【電話番号】 (04)2926 2645

【事務連絡者氏名】 広報部長 川上 清人

【最寄りの連絡場所】 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1

【電話番号】 (04)2926 2645

【事務連絡者氏名】 広報部長 川上 清人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 138,968,300円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
139,053,400円  
(注) 1. 本募集は、平成30年6月21日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的とする新株予約権の発行に関するものであります。  
2. 発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成30年6月15日の時価を基礎として算出された見込額であります。  
3. 新株予約権の行使期間内に行使がおこなわれない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	851個(注) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数(以下「割当新株予約権数」という。)が減少することがあります。
発行価額の総額	138,968,300円(注) (注) 平成30年6月15日の時価を基礎として算出された見込額であります。
発行価格	<p>発行価格は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は切り上げ)に付与株式数を乗じた金額といたします。</p> $C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$ <p>ここで、</p> $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$ <p>(1) 1株当たりのオプション価格(C)</p> <p>(2) 株価(S): 平成30年7月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段)</p> <p>(3) 行使価格(X): 1円</p> <p>(4) 予想残存期間(T): 15年</p> <p>(5) ボラティリティ(σ): 4.21年間(平成26年4月23日から平成30年7月9日まで)の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率</p> <p>(6) 無リスクの利子率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率</p> <p>(7) 配当利回り(q): 1株当たりの配当金(直近2期の実績配当(記念配当を除く)の単純平均値)÷上記(2)に定める株価</p> <p>(8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))</p> <p>(注) 平成30年7月9日に決定する予定であります。</p>
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年6月29日から平成30年7月8日まで
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	当社社長室
払込期日	平成30年7月9日
割当日	平成30年7月9日
払込取扱場所	みずほ銀行内幸町営業部(なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所といたします。)

(注) 1. 本新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)は、平成30年6月21日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものであります。

## 2. 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することによりおこなうものといたします。

## 3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもっておこなうものであり、本新株予約権は、当社及び当社子会社の取締役に対して割り当てられるものであります。

## 4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	8名	449個
当社の子会社の取締役	13名	402個
合計	21名	851個

- (注) 1. 本新株予約権の割当ての対象となる者には、当社と西武鉄道株式会社、株式会社プリンスホテル及び株式会社西武プロパティーズをそれぞれ兼務する者(6名)が含まれております。兼務者は当社の取締役として本新株予約権の割当ての対象となるため、子会社の割当ての対象者には含んでおりません。
2. 当社の取締役に対しては、平成26年6月25日開催の当社第9回定時株主総会で、毎年定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,000個を上限とする旨が定められております。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (新株予約権の名称：株式会社西武ホールディングス第5回新株予約権) 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有しております。また、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	85,100株 新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株といたします。 ただし、欄外(注)1.の定めにより付与株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額といたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	139,053,400円(注) (注) 平成30年6月15日の時価を基礎として算出された見込額であります。ただし、新株予約権の行使期間内に行使がおこなわれない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に各新株予約権の発行価格を加えた額を、付与株式数で除した額といたします。 2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
新株予約権の行使期間	平成30年7月10日から平成60年7月9日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 当社社長室(なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署といたします。) 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行内幸町営業部(なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所といたします。)
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社又は当社子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、それぞれの会社において取締役の地位を喪失した日(死亡した場合を除く。)の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものといたします。 2 その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものといたします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	以下の、 又はのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要するものいたします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものいたします。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式といたします。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定いたします。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。 (2) 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円といたします。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定いたします。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものいたします。</p> <p>新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定いたします。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定いたします。</p>

## (注) 1. 付与株式数の調整

新株予約権の割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合をおこなう場合には、次の算式により付与株式数の調整をおこない、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用するものいたします。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てがおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用するものいたします。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併をおこない新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転をおこない新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整をおこなうことができるものいたします。

## 2. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に定める行使請求受付場所に提出するものいたします。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものいたします。

## 3. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社新株予約権の目的である株式の株主となります。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をすするため必要な手続をおこないます。

## 4. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものいたします。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
139,053,400(注)1,3	1,000,000(注)2	138,053,400(注)3

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、平成30年6月15日の時価を基礎として算出された見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の行使期間内に行使がおこなわれない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

### (2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社及び当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを目的としており、資金調達を目的としておりません。

なお、新株予約権の割当てに際し、当社及び当社子会社取締役に対し、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額(新株予約権1個当たりの払込金額に、割当てを受ける新株予約権の個数を乗じたもの)に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬支払債務と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されます。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) 平成30年6月21日関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第13期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社西武ホールディングス  
(東京都豊島区南池袋一丁目16番15号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。